

# 後期高齢者医療制度く保険証を一斉更新します！

現在使用されている「後期高齢者医療被保険者証」（以下「保険証」といいます）の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元へ届きましたら、古い保険証を廃棄してください。新しい保険証の色は黄色に変わります。

なお、保険証は1年ごとの更新が必要となり、有効期限は令和6年7月31日までとなります。

## ●医療費の自己負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、前年の所得により1割・2割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれます。

※自己負担割合（1割・2割または3割は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となり、負担割合が変更になる場合には、新しい保険証が交付されます。

## ■現役並み所得者とは

市民税課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度加入者（以下「加入者」といいます）及びその方と同じ世帯の加入者は、負担割合が3割の「現役並み所得者」になります。また、次に該当する方は、戸籍保険グループに申請することにより、1割負担になります。

## ▼同一世帯に加入者が1人の場合

加入者本人の収入額が383万円未満のとき。または同一世帯の70歳

から74歳までの方と加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

▼同一世帯に加入者が2人以上の場合

加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

※原則として、申請日の属する月の翌月から適用されます。

【例】8月16日に申請↓

9月1日から適用

## ●限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の更新

現在使用中の「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」といいます）または「限度額適用認定証」（以下「限度証」といいます）は、保険証と同時期に更新されます。保険証と同様に新しい減額認定証及び限度証が届きましたら、古いものは破棄してください。

なお、減額認定証または限度証の

色は黄緑色に変わります。

## ■減額認定証の適用区分

自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

▼区分Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の方

▼区分Ⅰ 区分Ⅱに該当する方のうち、次のいずれかに該当する方

▽世帯全員が所得0円（公的年金収入のみの場合受給額80万円以下）

▽老齢福祉年金を受給されている方

▼限度証の適用区分  
自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

▼現役並みⅢ 市民税課税所得が690万円以上の被保険者とその方と同一世帯にいる被保険者の方

▼現役並みⅡ 現役並みⅢに該当せず、市民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

▼現役並みⅠ 現役並みⅢ・Ⅱに該

当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

## ●入院したときの医療費と食事代等

入院したときは、医療費の自己負担額のほか、食事代などの標準負担額（次ページ表2）を支払います。

市民税非課税世帯の方で減額認定証をまだお持ちでない方は、入院の際に減額認定証が必要となりますので、必ず戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください。

減額認定証を医療機関に提示すると、食事代の減額のほか医療費の支払いも自己負担限度額（次ページ表1）までとなります。

なお、減額認定証が有効となるのは、申請日の属する月の初日からとなります。申請が遅れると、医療費は申請により払い戻しを受けることができますが、食事代等は払い戻しできませんのでご注意ください。

問い合わせ  
戸籍保険グループ  
市役所1階  
☎42-3217

【表1】1か月の医療費自己負担限度額

区 分			自己負担限度額	
			外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	(医療費総額－842,000円) ×1%+252,600円 (多数該当140,100円※)	
	現役Ⅱ	課税所得 380万円以上	(医療費総額－558,000円) ×1%+167,400円 (多数該当 93,000円※)	
	現役Ⅰ	課税所得 145万円以上	(医療費総額－267,000円) ×1%+ 80,100円 (多数該当 44,400円※)	
一定以上所得者・一般			18,000円 (年額上限 144,000円)	57,600円 (多数該当 44,400円※)
市民税非課税世帯		区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※過去12か月の高額療養費の支給が4回目からは多数該当が適用されます。

【表2】入院時の食事代などの標準負担額

区 分			療養病床への入院		左以外の入院
			食事代(1食)	居住費(1日)	食事代(1食)
現役並み所得者・一定以上所得者 ・一般			460円	370円	460円
市民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	厚生労働大臣 の定める者(指 定難病患者を 除く)は370円、 指定難病患者 は0円	210円
		過去12か月で90 日を超える入院	160円		160円
	区分Ⅰ	80万円以下の年 金受給者	130円		100円
		老齢福祉年金受 給者	100円		

※減額認定証の適用区分が区分Ⅱの方で、「長期入院該当年月日」欄に日付が未記入であり、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、申請することにより食事代がさらに減額されます。領収書等の入院日数が確認できるものを持参のうえ、戸籍保険グループへお越しください。

●高額療養費

1か月の医療費の自己負担が限度額(表1)を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。なお、市民税非課税世帯の方は、減額認定証を医療機関に提示し、入院及び外来医療費の額によっては、

自己負担限度額までとなり病院窓口での負担が軽減される場合がありますので、戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください(減額認定証は一度申請すれば毎年自動更新となります)。

●医療費通知の発行

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は1月上旬と2月下旬の年2回です。

※この通知は、確定申告の手続きで「医療費控除」の「医療費の明細書」として使用することができます。

●高額介護合算療養費

同じ世帯の加入者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

区 分	自己負担額の合計の限度額	
現役並み 所得者	【課税所得690万円以上】212万円	
	【課税所得380万円以上】141万円	
	【課税所得145万円以上】67万円	
一定以上所得者	56万円	
一 般		
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

# 福祉医療助成制度のお知らせ

市では、北海道と協力して各医療費の助成制度を実施しています。いずれかの健康保険に加入されている方で、次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。

<問い合わせ 戸籍保険グループ 市役所1階☎42-3217>

## ●重度心身障がい者医療

次のいずれかに該当する方にかかる医療費

- ①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方及び3級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能にかかる障がい）の方
- ②重度の知的障がいがある方
- ③精神保健福祉手帳1級に該当する方（外来、訪問看護のみ）

## ●ひとり親家庭等医療

- ①20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父の入院医療費
  - ②①の家庭の子の入院・外来医療費
  - ③両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子の入院・外来医療費
- ※18歳以上の子は一定の要件が必要。

## ●子ども医療

上記以外の子ども（18歳に達する日の年度の末日まで）にかかる入院・外来医療費

### ▶収入要件

対象者本人が18歳に達する日の年度の末日までは特別な場合を除き収入要件はありません。それ以外は、収入要件があり状況によっては認定されない場合があります。

## ■各医療費の助成内容

各医療費の助成内容は次の表のとおりです。

### 市民税課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）

医療費負担は1割です。ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

#### 【1か月の自己負担限度額】

外来（個人単位）	18,000円 (年額上限144,000円)
入院+外来（世帯単位）	57,600円 (多数該当44,400円※)

※過去12か月の自己負担限度額を超えたことによる助成が4回目からは多数該当が適用されます。

### 市民税非課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）

医療費は無料です。ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。

#### 【初診時一部負担金】

医科	歯科	柔道整復
580円	510円	270円

### 18歳に達する日の年度の末日までの子ども

医療費は無料です。

※医療機関によっては一度自己負担が必要になる場合があります。

## 刈払機（草刈機）の使用中的事故にご注意ください！



夏場は、刈払機や草刈機を使って家庭の庭木の手入れなどを行う機会が多くなります。

刈払機は、鋭利な刈刃がついており、使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

刈払機を使う際は、特に以下の点に気をつけましょう。

- ・ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。
- ・作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去し、半径15m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意しましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。
- ・作業者の家族や周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識するようにしましょう。

問い合わせ 環境交通グループ（市役所1階☎42-3217）

# 国民年金保険料には 免除制度があります

国民年金保険料の免除制度は、収入減少や失業などによる経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請によって保険料の全部、または一部の納付が免除される制度です。免除申請を行い承認されると、その期間も年金加入期間に算入されるので、万一の場合でも障害年金や遺族年金を受けることができます。

戸籍保険グループ 市役所1階 ☎42・3217

## ●免除の種類と対象となる方

### ▼法定免除

- ① 障害年金を受給している方
- ② 生活保護法に基づく生活の扶助を受けている方

### ▼申請免除

前年の所得が次の①から④に示す金額以下となる方

- ① 全額免除：（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円
- ② 4分の3免除：88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- ③ 半額免除：128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- ④ 4分の1免除：168万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

※本人、世帯主、配偶者の所得で審査され、全額免除以外は、減額後の保険料を納

められると未納扱いになりますのでご注意ください。

められると未納扱いになりますのでご注意ください。

### ▼納付猶予制度

所得が少ない50歳未満の方は、申請により保険料が猶予されます。

所得基準は全額免除と同様ですが、世帯主の所得は除き、本人と配偶者の所得のみで審査されます。

### ▼学生納付特例制度

20歳以上の学生については、毎年申請することによって卒業まで保険料が猶予されます。本人の所得で審査されます。

### ▼失業による特例免除

失業した場合も、保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。世帯主と配偶者の所得で審査されます。

## ●免除・猶予となる期間

免除期間は、7月から翌年の6月まで（学生納付特例については、4月から翌年3月まで）です。2年1か月前の分までさかのぼって免除申請をすることができます。

原則として、毎年申請が必要ですが、全額免除に該当された方や納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度からの申請手続きが不要になります。

※失業等による特例免除承認者は翌年度も申請が必要で

## ●免除・猶予の手続き

砂川年金事務所または市役所の戸籍保険グループ窓口で、次の書類を持参し手続きをしてください。

▽個人番号カードまたは通知カード

▽国民年金手帳または基礎年金番号が記入された通知書

▽退職（失業）した方が申請を行うときは、退職したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被

保険者離職票の写しなど）

▽学生証の写し

※原則として所得を証明する書類の添付は不要ですが、住所変更などで所得の確認ができない方は、課税証明書、源泉徴収票、確定申告書などの写しの添付が必要となる場合があります。

## ●保険料は追納できます

保険料の免除や納付猶予を受けた期間があるときは、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、年金受給額の減額を防ぐために、免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができるようになっていきます。

なお、追納する際に、免除または納付猶予を受けてから2年以上経過している場合は、経過期間に応じた加算額が保険料に上乗せされます。



# 議会の動き

第2回定例会  
6月22日から会期5日間で開催

## 報告された事案

### ■令和4年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について

第1回定例会に提出し議決された、令和5年度に繰り越す次の事業の繰越計算書について報告しました。

### ▼翌年度繰越額

▽出産・子育て応援交付金事業 55万円

### ■株式会社歌志内振興公社第40期事業報告及び第41期事業計画について

(株)歌志内振興公社の令和4年度決算などの事業報告や令

和5年度の事業収支計画等が報告されました。

### 【決算等の概要】

▽利用状況	11万5640人
▽入館者数	5193人
▽宿泊者数	9469万3186円
▽損益計算書	1918万1975円
▽純売上高	1億4201万1814円
▽売上原価	6650万603円
▽販売費及び一般管理費	16万5878円
▽営業損失	6633万4725円
▽営業外収益	5899万9650円
▽経常損失	769万7075円
▽特別利益	2億6769万8572円
▽当期純損益	2199万1168円
▽貸借対照表	
▽資産合計	
2億6769万8572円	
▽負債合計	
2199万1168円	

▽純資産合計

2億4574万7404円

▽利益剰余金

△4625万2596円

### 公平委員会委員の選任

6月24日で任期満了となる石井吉三郎氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期4年間)

### ■市内文珠

石井吉三郎氏

※再任のため略歴は省略します。

6月24日で任期満了となる上坂孝一氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期4年間)

### ■市内文珠

上坂孝一氏

※再任のため略歴は省略します。

### 可決された議案

### ■財産の取得について

ロータリ除雪車の取得に当たり、予定価格が2000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより、議会の議決を得ました。

### ■令和5年度歌志内市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算に7101万9千円を追加し、予算総額を43億1370万9千円としました。

補正予算の主な内容は次のとおりです。

### 【歳出】

▽低所得世帯臨時特別給付金支給事業の増 2831万8千円

▽商工業振興一般経費の増 2606万9千円

### 【歳入】

▽新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増 4106万8千円

▽財政調整基金繰入金の増 4000万円

▽過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金の減 1200万円

### ■令和5年度歌志内市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算に100万円を追加し、予算総額を43億1470万9千円としました。

補正予算の主な内容は次の

とおりです。

### 【歳入】

▽企業版ふるさと納税寄附金の増 100万円

### 滝川税務署からの

### お知らせ

7月10日(月)から、申告書や申請書等を「札幌国税局業務センター」で処理することになりました。

そのため、7月10日(月)以降は、書面の申告書や申請書等を郵送で提出する場合には、「札幌国税局業務センター」に送付していただくようお願いいたします。

なお、書面の申告書、申請書等を窓口で提出する場合は、滝川税務署の窓口に出すしてください。

### ▼郵送先住所

札幌国税局業務センター(〒060・8510 札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎)

### ▼問い合わせ

税務グループ(市役所1階 ☎42・3217)

# 第73回「社会を明るくする運動」

## 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年も「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに運動が展開されます。

＜福祉事業グループ 市役所2階 ☎42-3213＞

社会を明るくする運動は、今年で73回目を迎える全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースなどが報道されていますが、犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。

安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域社会をつくることも大切なことではないでしょうか。

刑罰を受け、あやまちを深く反省し、再び生きていくことは、決して容易なことではありません。

犯罪や非行をなくすことや、あやまちからの立ち直りを支えていくためには、一部の人たちだけではなく、家庭や地域の全ての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない明るい社会をつくるために、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

## 7月は青少年の非行・被害防止 道民総ぐるみ運動強調月間！

北海道では7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」と定め、社会を明るくする運動と一体的な活動を実施します。

この機会に、青少年非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年に悪影響を及ぼす環境の排除を心がけるなど、市民の皆さんのご協力をお願いします。

＜青少年センター・社会教育グループ ☎42-4223＞

### ●青少年を非行から守ろう

1. インターネット利用における子どもの犯罪被害等の防止
2. 有害環境への適切な対応
3. 薬物乱用対策の推進
4. 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
5. 再非行（犯罪）の防止
6. 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応
7. 社会を明るくする運動の推進
8. 「道民家庭の日」の普及



※初発型非行とは万引きや自転車窃盗のように動機が単純で犯行が容易な犯罪行為です。

### ●子どもは社会を映す鏡

子どもたちのために、大人が率先して実践すべきことがたくさんあります。まず、大人自身が変わること。そして子どもたちを温かく見守り、支えてあげること。行動や後ろ姿で、大切なことを示せる大人になりましょう。

### ●家族の時間を大切に

北海道青少年育成協会では、家族団らんの時間を増やすことを提唱しています。毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定め、この日は家族そろっての食事や、家庭的作業を行うことを勧めています。子どもにとって、家庭は社会の出発点。非行防止は家庭から。家族が触れ合う時間を大切にしてください。

# 電動キックボードに関する法律が改正されます

令和5年7月1日（土）から道路交通法の改正により、一定の要件を満たす電動キックボードは特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。そのため申告（登録）手続きが必要となり、地方税法に規定する軽自動車税（種別割）に対する納税義務も発生しますので、税務グループにてナンバープレートの交付を受けてください。

なお、ナンバープレートは課税対象者を管理するために交付するものであり、公道を走行するためには、道路運送車両法上の保安基準に適合する必要があります。

## ●電動キックボードとは

キックボードに電動式モーターを搭載した、自走可能な乗り物

## ●特定小型原動機付自転車とは

出力600W以下の電動機で、最高速度20km/h以下に制限されているなど、大きさや構造が一定の要件を満たす車両

## ●電動キックボードを使用する際の注意事項●

- ・16歳以上であれば運転可（運転免許証は不要）
  - ・ヘルメットの着用は努力義務
  - ・車道通行が原則、路側帯等自転車道なども通行可
  - ・最高速度6km/h以下は、一部の歩道で通行可
  - ・歩道通行時は、最高速度表示灯の点滅表示が必要
- ※くわしくは、購入先の販売業者または警察署へ確認してください。

問い合わせ 税務グループ（市役所1階☎42-3217）

# 「津波フラッグ」は避難の合図

「津波フラッグ」は大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という）が発表されたことをお知らせする旗です。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘など様々な手段で伝達されますが、「津波フラッグ」を用いることによって、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方や聴覚に障がいをお持ちの方などにもお知らせできます。

これから夏にかけて、海水浴等で海に出かける機会が増えますが、海水浴場や海岸付近で「津波フラッグ」を見たり、津波警報等を聞いた時は、海岸から離れ、高い安全な場所へ速やかに避難してください。



▲津波フラッグ

## ●津波フラッグ

津波フラッグは、主に船舶間の通信に用いられ、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号旗である「U旗」と同様のデザインとしています。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることによって、別の意味になることがあります。

<庶務グループ>

問い合わせ 札幌管区气象台 地域防災推進課（☎ 011-611-6149）

## Jアラート 全国一斉試験放送

北朝鮮情勢等を踏まえ、全国的に「延期」となりました全国一斉情報伝達試験について、実施日が次のとおり決まりましたのでお知らせします。

▼試験放送及び訓練メール配信日時 7月12日（水）11時ごろ

▼消防の放送 市内各所に設置のスピーカーから日ごろの放送と同じくらいの音量で次の内容を放送します。

▽放送内容 「こちらは歌志内市役所です。これは、試験放送です。全国瞬時警報システムの試験放送です。」※繰り返し

▼登録制メール 登録制メール「防災情報」の配信登録者に訓練メールを配信します。

※7月11日に、訓練周知のメールを配信します。

▼問い合わせ 庶務グループ  
（市役所3階 ☎42・3212）



# 消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

## スプレー缶やカセットボンベの廃棄方法に注意しましょう

これからの時期は、殺虫スプレーやキャンプなどでカセットボンベを使用する機会が多くなります。スプレー缶やカセットボンベは、廃棄方法を間違えると大きな事故へとつながりますの

で、次のことに注意しましょう。

### ■廃棄方法

- ① 中身は使い切りましょう。
- ② 缶を振ってガスが残っていないか確認しましょう。
- ③ ガスが残っている場合は、スプレーボタンを押し続けるか、付属されているガス抜きキャップを使用してガスを抜きましょう。また、

缶からガスを抜く際は屋外などの風通しの良い場所で行いましょう。

- ④ 缶は、穴を開けずに、透明のゴミ袋に入れて、危険ゴミの回収日（第1・2・3水曜日）に出しましょう。



※ゴミ袋に入れる時は、他の危険ゴミと分けて、缶だけにしましょう。

### ■火災事例

他市で未使用のスプレー缶約120本を廃棄するため、

室内で換気をせずガス抜きを行ったところ、充滿したガスが湯沸器の炎に引火し、多数の負傷者を伴う爆発事故が発生しました。

穴を開けるときに火花が出る可能性があるため、穴を開けずに捨てましょう!!



### 〈予防・保安グループ〉

## 第12話 熱中症の予防について 警防・救急グループ

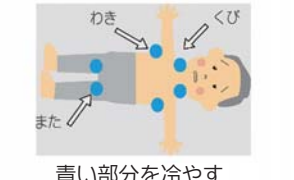
予定していた「心肺蘇生法について」は9月号に掲載を変更させていただきます。

「熱中症」とは、体温が上がり、体内の水分や塩分のバランスが崩れて、体温の調節ができなくなることで、主に体温の上昇やめまい、けいれん、頭痛などが発症します。



### 【救急車を呼んだあとは】

- ① 涼しい場所に移す
- ② 衣類をゆるめる
- ③ 首、脇、股を冷やし、体温を下げる



次の場合は救急車を呼びましょう。  
① 意識がはっきりしない。  
② 自分で水分や塩分をとることができない。  
③ 水分や塩分をとっても症状がよくなるらない。

### 水分補給をしよう



熱中症の予防で大切な4箇条

### 汗をかいたら塩分を摂ろう



### 熱中症は家の中でも発症します

次のかたがたは特に注意しましょう。  
① 子ども  
② 65歳以上の方  
③ 障がいをお持ちの方  
※ペットの熱中症にもご注意ください。



次回～第13話 食べ物等が喉に詰まったときの対応について

## 国民年金手続きの電子申請について

令和4年5月11日より国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更の届出、国民年金保険料免除・納付猶予および学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請が開始されました。申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用して申請書を作成することができます。紙の申請書より簡単に作成することができ、申請結果についてもスマートフォン等で確認することができます。また、平日に市役所へ来ることが難しい方も24時間365日申請できますので、ぜひご利用ください。くわしくは、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) をご覧ください。

### 〈戸籍保険グループ〉



# 市内で広がる 花壇づくり

# 花で彩る 市の景観



本町メモリアル公園時計台

今、市内の各所できれいなお花を植える動きが広がっています。コロナ禍真っ只中の令和3年5月、医療や福祉施設などの従事者に対する感謝とエールを送ろうと、医療サービスのシンボルカラーである「青」の花を町内会連合会と商工会議所、市が共同で主催して植栽したことをきっかけに、毎年市内4か所の花壇（歌志内学園前花壇、文珠チロルの湯看板前花壇、道の駅前花壇、本町メモリアル公園花壇）できれいなお花が育てられています。今年もそれぞれ花壇に植栽や手入れがされ、色とりどりの花が道道沿いを彩っています。

また、毎年市内のバス停付近などにお花を植えてくださっている「美しい道の会」湯浅さんご夫妻も今年は市内13か所にご自宅で育てたマリーゴールドとミニダリアの球根を植栽、ボランティア団体のウタピリカ（佐藤友美代表）は悲別ロマン座に生い茂った雑草を刈り、紫やピンクのルピナスで彩ってくれました。



▲本町メモリアル公園

上歌自治会、本町町内会、東光町内会、歌神町内会がマリーゴールドを植栽。



▲歌志内学園前花壇

文珠第三町内会が昨年植栽した宿根草のガウラとムスカリの手入れを実施。



▲道の駅入り口花壇

中村、美山、神威神楽岡、神威町内会と中央地区自治会がブルーサルビアを植栽。



▲文珠チロルの湯看板前花壇

文珠第一、文珠第二、新泉町町内会がマリーゴールドを植栽。



▲悲別ロマン座花壇

ウタピリカがロマン座周辺に自生するルピナスの手入れ、雑草の草刈りなどを実施。



▲市内バス停付近やうたみん花壇

「美しい道の会」湯浅さんご夫妻が自宅栽培のマリーゴールドやミニダリアを植栽。

皆さんの活動が市内を彩る。

# 低所得の子育て世帯生活特別給付金のお知らせ

本給付金は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯及び低所得の子育て世帯（ひとり親以外）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支出の増加の影響を勘案し、特別給付金を支給します。

## 1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

### ▼給付対象者

- ①公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方  
＝申請が必要（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。）
- ②令和5年1月以降に、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方  
＝申請が必要

### ▼申請に必要な書類等

申請書、簡易な収入または所得見込額の申立書、給付金を振り込む通帳のコピーなど

### ▼給付額

児童1人あたり一律5万円



## 2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

### ▼給付対象者（既に低所得の子育て世帯分の給付を受けている方は除く）

- ①令和5年1月以降に、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市町村民税均等割が課されていない方
  - ②令和4年度分の市町村民税均等割のみが課税である世帯
- ※転入者の場合、転入前の市町村等にて低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を既に受給している場合は対象外となります。

### ▼申請に必要な書類等

申請書、簡易な収入または所得見込額の申立書、給付金を振り込む通帳のコピーなど

### ▼給付額

児童1人あたり一律5万円

問い合わせ 福祉事業グループ（市役所2階☎42-3213）

北海道電力からの  
お知らせ

令和5年6月1日から電気料金の値上げを実施することになりました。主にご家庭で電気をご使用される方向けの料金（※）の場合、22・6%の値上げとなります。

※電気料金×ニュー従量電灯B、契約電流30A、使用電力量230kWh

また、電気料金以外の供給条件についても一部見直しします。（見直し時期：令和6年2月）

■電気料金以外の供給条件の主な見直しについて

①使用電力量のお知らせに関する規定の見直し

原則、電磁的方法によりお知らせすることに変更します。

②振込票および書面発行請求書の有料化

1 契約あたり1通（税込）

【振込票】 220円/月

【請求書】 110円/月

▼問い合わせ ほくでん（☎0120・700・689）